

## 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「保険税」を「国民健康保険税」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の減免を受けようとする者が、納期限までに前項に規定する申請書を提出しなかつたことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該者は、納期限後においても、減免の申請を行うことができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。